

岐阜県環境影響評価審査会委員会B 議事録（要旨）

- 1 日 時：令和2年6月18日（木） 午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所：岐阜県水産会館 1階 大会議室
- 3 議 題：中津川市内千旦林発生土仮置き場Aにおける環境の調査及び影響検討の結果について
- 4 出席者：中西委員、浅野委員、伊藤委員、井上委員、神谷委員、佐野委員、杉山委員、高井委員、竹中委員、早川委員、林委員、吉永委員
事業者11名（事業関係者を含む。）、関係市担当者3名、県関係課等担当者10名、事務局6名、傍聴者5名
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明
中津川市内千旦林発生土仮置き場Aにおける環境の調査及び影響検討の結果並びに委員等の意見に対する事業者の見解について事業者から説明の後、質疑応答を実施

<質疑応答>

【委員長】

それでは質疑応答に入りたいと思います。

先ほど事業者から影響検討書と委員や中津川市からの意見に対する見解を説明いただきましたが、意見や質問がありましたら発言願います。発言の際は、マイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

【委員】

今回の仮置き場は、健全土を搬入することを大前提で始まっているのですが、土壤汚染対策法における汚染土のチェックはどこで、誰が実施していて、本当に健全土が来ているか、これの前段階のところの保証というか、参考資料でそういうのがあるといいのかなと思ったのですが、その辺はどういうふうになっていますか。

【事業者】

ご意見いただきありがとうございます。健全土かどうかという判定につきましては、発生元である山口非常口のほうで検査を行います。こちらの方ですね、1日1回を基本としまして、自然由来重金属につきまして、短期溶出量試験ですとか酸性化可能性試験というものを行っておまして、そちらの方で基準を満たしているという事を確認した上で、こちらの千旦林の方へ運搬するという計画でございます。

【委員】

その時に、例えば何 m^3 に対してどれくらいのサンプルを取るとか、すいません、岐阜県の汚染土壌の措置の委員会にも入っているので、そういうことが気になるものですので、やはり大きなロットのなかで、ちょっと検査して、それで実は入っていたというリスクが無いとも限らないと思うのですね。その辺の保証がどうなっているのかなという質問です。

【事業者】

検査の頻度といたしましては、1日1回というもので基本として行っております。県の条例などで5,000 m^3 に一回という数字もございますが、それよりも、もう少し頻度を上げると言いますか、1日で5,000 m^3 も出ませんので、1日1回という事で検査をいたしまして、基準値を満たしたものを運搬するというやり方を取っております。

【委員】

1日1回とか、何 m^3 という事よりも、例えば掘っていて地質が変わったら必ずやるとか、今まで自然由来のヒ素が入っている汚染土壌のデータはいっぱいあると思うので、地質図もおそらくトンネルの方でもあると思うので、そういうところでのちゃんとした科学的な根拠のあるチェックがあると、信用できると思います、よろしくお願いします。

【委員長】

私も同感で、どこかに健全土というエビデンスを掲げる方がいいのかと思います。他にはいかがでしょうか。

【委員】

お尋ねしたのですが、この盛土は締固めた上にはシート等の措置はされないという事でしょうか。

【事業者】

今回の発生土仮置き場に関しては、健全土という事で盛土上部にシート等を被せる措置は行わない計画としています。

【委員】

それですと、鳥類で言いますとこの中で重要種の鳥がおりますが、盛土をした所に逆に営巣する可能性が出てくると思います。水辺でなくても水田でなくても、乾燥期であれば草地でも繁殖をします。これがですね、本編資料の10ページを見ますと、撤去されるのは令和6年度以降という事でしょうか。

【事業者】

盛土をした後、ガイドウェイヤードとして使用することを考えていますので、アスファルト等を敷くような事を考えておりますが、撤去に関しましても、アスファルト等を撤去した後に発生土を撤去していくことを考えております。撤去時期としては、おっしゃられた様な時期になります。

【委員】

繁殖期が重要種の場合、2月下旬から現在も繁殖しているわけですが、大体7月ぐらいまで繁殖する可能性があります。その間に例えば卵、それからヒナが出る可能性があるのですが、そちらの方の状況を見ていただくという事も必要だと思います。あと一つ、よく鳥類で事故があるのですが、重要種の場合、水路がありますと、ヒナが水路に落ちてそこから出られない可能性もありますが、水路の形状にもよりますが、そういった対策もしていただければと考えております。

【委員長】

他にございますでしょうか。

【委員】

健全土を盛土されるという事ですけど、その後ガイドウェイを製作保管されるという中で、先ほど質問があったように、盛土の底部のところは特に何かシートを入れられる様な、境界は特に何もされないという事ですね。上部は舗装されると、盛土と元々の耕土との間はされないというか。要するに利用されているうちに何か懸念されるような物質が出るのかどうか。それによって、健全土が搬入されるのですが、撤去する時に健全土が何らかの汚染される可能性があるのかどうか。その辺について何かあればお尋ねしたいと思います。それに関連していくと、モニタリングもですね、盛土したまでという撤去した後までという事もありましたけれど、ガイドウェイ製作のその間に盛土内の汚染があるのであれば、あるいは何か物質が流出する可能性があるのであれば、そういったモニタリングというのはどの様に考えられているのか教えていただきたい。

【事業者】

基本的にはガイドウェイ保管製作ヤードは一般的にコンクリートを打設する、それを置いておく作業ですので、有害物質ですとか、そういったものが流出する可能性は非常に低いと考えております。

あと、工場の排水ですとかは別途きちんと、水みちを設けて確認した上で流出すると考えておりますので、そういった対策は基本的に不要かなと考えております。

【委員】

排水に関しても、アルカリの問題ですとか、しっかりモニタリングしたら終了されるという事ですね。一応舗装されるという事なので、地下への浸透という事はできるだけ避けられていると思うのですが、念のため例えば、現地土の境界に対してあらかじめ手当するといったことも一切されない。シートを入れておく構造にするとか、考えられていないという事ですか。

【事業者】

そうですね。基本的には工場もすべて舗装しますので、地下への流出は無いであろうと、そこをきっちり管理することによって、下の土壌に関する影響を防ぐというのを基本的な考えとしています。

【委員】

ガイドウェイの製作保管としては、何年くらい予定されていますか。要は舗装するにしても経年劣化などその辺りの問題は当然出てくるので、そうすると地下の方へ対しても万全を期すためにもあらかじめ入れておいた方が良いのではないかと考えます。何年程利用されるのでしょうか。

【事業者】

製作保管という形で、製造設備、コンクリートを打設するような設備を作る期間も含めまして、本編2-7ページにございますが、概ね4年程度になろうかというところで考えています。その間の舗装等については、設備等使っていくことによる経年劣化とか損傷等も含めて出てくる可能性もありますので、そういうところは下にしみこまないようにといった観点から環境対策、安全対策も含めて、直していくことを考えています。

【委員】

それに関連してですね、ガイドウェイを製造保管される4年ほどの間というのは、特に他に環境影響が出る可能性、何か懸念される事というのは、今のところ無いと理解をしてよろしいですか。例えば車両の台数を一つとっても随分増えるであろうと考えられますが、あまりそういうことまでは今、特に盛土工事中はむしろ負荷は大きいと、利用している間はそんなに大きい負荷は出ないであろうという認識をされているという理解でよろしいですか。

【事業者】

はい、おっしゃるとおりそのような認識でございまして、実際ガイドウェイというものはコンクリートの製品という形となりますので、コンクリートを混ぜて、保管するという事になります。そのため、盛土の工事よりは環境影響の負荷は小さいという事と、実際、工食用

の車両につきましては、発生土を運搬するダンプ等の方が多くと考えておりますので、発生土の運搬に比べると負荷は小さいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。念のために、問題がないのであれば、問題がないというデータなりを出しておいた方がよろしいのではないかと思います。今回はあくまで盛土のどこまででしょうけど、その後の利用中の方も問題ないからという、しっかり根拠を出して周辺の方々に安心していただくのは大事だろうと思います。

【委員長】

他にございますでしょうか。

【委員】

昆虫の関係の方で先ほど確認種一覧の方でセミとか色々出ていましたので、多少林があったりするのかなと思ったりしましたが、ほぼ平坦地でそういう生息環境ではないのだという事は、先ほどビデオを見て納得をしたところです。そう思うのですが、今回のところではないのですが、可児市の大森のところでまさにギフチョウ、ヒメヒカゲの生息地にも関わらず、ギフチョウ、ヒメヒカゲの出現期に調査をされていなかったのは、非常に不思議でおかしいなと思っています。今回をみると、仮置きAとありますので、今後はBとかそのあと色々出てくるのかもしれませんが、その時にはしっかりと事前に調査をしていただきたいと思っております。

【委員】

スライドの8ページにありました工事の敷地の概要の断面を拝見すると、レベルの正確な値はわかりませんが、南垂れになっている土地にならしたかたちで盛土をつけて、一番南側が最大の高さ3mというふうに記載されているかと思います。水路が断面のところで青い水色のとこでとられているだけなのでよくわからないのですが、もともとあった調整池及び水路の付け替えをなされるという事でご説明されたかと思いますが、例えば毎年のように起こっている台風であるとか洪水であるとか、非常に短時間で局所的な豪雨の時に、南側の公衆用道路と書いてあるところ、ここに最高盛土高さの3mのところから非常に膨大な水が流れ出てくるのが、この図を見る限りでは容易に想像ができるのですが、元々の調整池と水路の設計も含めてその辺りどのように対策がなされているのかご説明いただきたい思います。

【事業者】

ご意見ありがとうございます。もともとの調整池とおっしゃっておられましたが、今回土

地を造成するにあたって、新たに調整池を造ることを考えていますので、基本的にはこの中の土地改変するところの水に関しては、調整池に集める形での改変を考えています。法面に関しましては、法尻に水路を設置することにより、法面排水はその水路に流れていきますので問題ないと考えております。

【委員】

洪水のような大雨の時も想定されて設計されているという事ですか。

【事業者】

そのとおりです。

【委員】

結構です。ありがとうございます。

【委員】

私は植物の専門ではないのですが、植物のことについて須山先生もおられませんので、お話ししていきますが、この調査結果はよくなされていると思います。季節も変えて、コドラート法とかやっておりますので、今回出されましたミズマツバ、カラタチバナ、シソクサ、スズメハコベ、この4種というのは岐阜県でも南の方で湿地にあるのですが、今まであまり確認されていなかった、見つからなかったものです。最近皆様もご存知かと思いますが、岐阜県植物誌というのがでまして、岐阜県内の植物を見てみましたら、この中津川以外でも3カ所、4カ所出てくるようになりました。現在は、シソクサは準絶滅危惧種ですが、他のものは希少種レベル、貴重種とかそのレベル。ただ、お願いはこういうのを調べた時に、きっとやられるかと思いますが標本というものがものすごく大切なんですよ。こういうものについては、もしもここを潰されるのであれば、標本を貴重種だけでも残しておいていただけると、今後の調査やなんかの役に立つなという事は思っております。本当に丁寧に調べてみます。

実際この場所を教えていただけましたので、グーグルのストリートビューで確認してみましたら、これ以外の所で同じような環境が結構ありますのでこの周囲にも、この地図以外にも結構、ミズマツバとかシソクサとか出てきそうな状況でした。だからここにありますがように、環境の保全はできるだろうなという事は思います。それから、自分の担当が人と自然の触れ合いの活動の場という形になっているのですが、ここの中にも書かれているように、そういうのは該当しないという形になってます。だけどよくよく考えてみますと、森林公園や植物園は無いのですが、広く見ていけば雑木林も鎮守の森も原っぱでも、人と自然の触れ合いの活動の場です。そうやって見てみると農地そのものがそういうことになってきますよね。個々の土地の周囲をずっと見てみますと、農地そのものなんですけど、この農地を所有

している方、ここの地域の方だけなのか、他からこちらでいうと借りて使ってみえる方とかそういう方にもきちんと知らせてあげるべきじゃないかなという事を思っています。

それから今後の作物の発育とかどうなっていくのかなという事も思いますので、これを見ますと環境影響の総合的な評価後にですね、事後調査というのは計画しないと書いてあるのですが、その後その周囲に与えた影響とかそういうものについても見ていくべきじゃないかなという事は思います。

この地域の方々、この前グーグルマップで見た時も、すぐそばにこの盛土があるんですね。大体この地図でみると3mぐらい、ぼかすと家の前とかそういうところに、ここにありますが、事業者の説明にありましたが、地域住民の会に十分な説明を行う事をやってみえますので、これをさらにしっかりやっていただきたいなと思うのと、なにかあったらここにご連絡下さいとか、看板を付けたりだとかいろいろ工夫して、本当に丁寧に対応していただけたらなという事を思っております。ちょっと感想が多かったのですが、よろしく願います。

それから地図を見てみましたら、南の方に中津川市北部体育館というところがありまして、ここ結構一般の方が使われたりして、交通量の事とかちょっと気になりました。色々な大会は今コロナがありますし、やらないと思いますが、ここを活用される方にも理解してもらえるようにされるといいなと思いました。感想までに以上です。

【委員】

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【委員】

資料3の15枚目のスライドで、環境保全措置をとっていただけるという事で、これはこれで良いかなと思いますが、特に振動の問題、振動というのは対策方法がほとんど無いものですから、ここに書かれている事以外に住民とのコミュニケーションをちゃんととって、不信感を持たれますと、どんどん苦情の問題は出てきますので、コミュニケーションをとりながらやっていただけるといいのかなと思います。

私の指摘に対し、モニタリングとは別に日々の簡易計測をやっていただけるという事で、このようなことをやっていただけると、放置されているのではなく、ちゃんとやっていただけているんだという事で、大変良いことだと思いますので、ぜひお願いします。準備工、盛土工で日々の簡易測定をやっている間、住民も振動を感じてしまうと、どうしても苦情につながる傾向があるものですから、可能であれば住民に対して何月何日から何月何日まで揺れるかもしれないのでお願いします。という事をやっていただけると良いかなと思いました。ご検討いただけたらと思います。以上です。

【委員長】

他にございますでしょうか。

【委員】

動物担当の浅野と申します。資料が良く読み切れていないところであるのかもしれないのですが、発生土仮置き場の計画地の北の方の耕土仮置き場ですが、この耕土というのは具体的にどういうものを指すのか教えていただきたいと思います。

【事業者】

計画している土地が、元々水田だったこともありますので、一旦借地の方をして、発生土仮置き場として利用します。発生土仮置き場としての利用が完了した後は、水田に戻すことを考えております。したがって、水田として使っていた時の耕土を仮置きし、原形復旧する際にその耕土を使って、水田に戻すことを考えています。

【委員】

利用するところの土を取って、そこにおいて置くという事ですね。ありがとうございます。それと仮囲いというのが、何カ所か見えるのですが、具体的にはどんな資材を使うのでしょうか。メッシュなのか、鉄板なのか、どのようなものですか。

【事業者】

鉄板のもので、高さ3mのものを使います。

【委員】

生物が全く通り抜けできないような鉄板を張るとい、壁ができるということですか。

【事業者】

その計画です。

【委員】

わかりました。それと、この仮囲いのところで重要種の生息が分かっているので、そのことに関してご質問したいのですが、重要種の発見場所が、非公開の資料を見ますと、2-2-3ですかね、この地図上で見ると、耕土仮置き場の中に点が入っているようにも見えます。しかし、結果では、改変の可能性があるところの近傍となっているのですが、中としなかったのはどういう理由なのでしょう。

【事業者】

資料の方2-2-3見ていただくと、丸が大きい関係で改変範囲内に入っているように

見えるのですが、改変範囲外の所で見つまっているものと考えられます。

【委員】

もし差支えなければ、改変範囲からどのくらい離れているのか分かりますか。多分この耕土仮置き場の所に囲いとして3mの鉄板を張るという事なので、重要種が通ることができないような壁ができると想定したのですが。

【事業関係者】

重要種の個体で確認することは少なく、巢で確認することが多いのですが

【委員】

すみません。ちょっと聞こえにくいのですが。

【事業関係者】

重要種の確認というのは通常は個体自体を確認することは少なく、今回も旧巢で確認しているはずですけども、位置関係については調査員に確認してみないとわかりません。中なのか外なのかも含めて早急に確認したいと思います。

【委員】

正直に仮置き場の中であれば、正直に改変範囲の中と結果を書き換えるべきかなと思います。

そこは確認をしてください。

【事業関係者】

お聞きしたいんですけど、もし中で確認されたということであれば、それを外に移設するとか、新たな環境を作るとかそういった内容になるのでしょうか。

【委員】

なるのかどうかということですか。

【事業関係者】

単位数の個体数を保存するといった場合に、その保全措置なんですけども、影響ない外側に植物をはやすとかですね、そういったことまでを考えていかななくてはいけないのか。

【委員】

そこを考えるのがまさに環境影響評価としての対策だと思います。それに関連してです

が、今回「影響の程度はわずかである」とご判断されていますが、どの程度だと判断したのかと、どなたがそれを判断したのか、もしわかれば教えていただけますか。影響がわずかであるという判断した理由、判断根拠についてです。

【事業者】

根拠等につきましては、検討結果の中でうちの考え方を出示していただいておりますが、例えば場所が離れているとか、周りの同様の生息位置があるだとかそういう考え方に基づいてうちが考えて、弊社の中にも専門家がいますしヒアリングもしていますのでそういう意味合いの結果を踏まえて弊社として判断しているということでございます。

【委員】

了解しました。

先ほどもし改変範囲の中であつたら対策をどうするのかということもあつたと思います。

【事業者】

重要種が他の現場でも出てくる事例がございますしてそれに対する保全措置としては工事を順番に始めて行って隣にも同じような生息がある場合はそちらにも移動させることによって保持するとかそういういろいろな考え方もございますので、もし中に入ってそれが必要だと判断した場合はそういう形で別途修正という形で対応したいという風に思います。

【委員】

ありがとうございます。

先ほど井上委員がおっしゃったようにおそらくこの地域の環境というのはかなり重要種が生息できるような環境がまだ残っている、里山的という用語があるかもしれませんがけれども、道路沿いだつたら利用しやすい環境が残っているとこだと思います。影響があると思われるわずかな範囲の一部の重要種の巣を移動するなどの対策のは、おそらく生息数全体、地域個体群全体には大きな影響はないと思います。しかし、重要種が生息しているということはきちんと認識をして対応するということが大事かと思って質問させていただいています。

もうちょっとだけ質問させてください。

環境の対策として外来種の拡大抑制をすると書かれているのですが具体的にはどんなことを想定されているのでしょうか。

【事業者】

たとえば外から土をもって来たりする、外来種の種子が主になるとは思います、きちんとタイヤを洗浄したりとか、出すときも入る時も、それによって種をなるべく入れない出さな

いというのが主な考え方かなと思います。

【委員】

最終的には耕土で使ったところの土をまた戻すというイメージでしたよね。

【事業者】

はい、中で処理する

【委員】

了解しました。

最後にもう一つ。いろいろな対策の中で工事関係者等へ指導講習を行うということが随所書かれているのですが、大事なことは講習をすることが目的ではなくてそれがきちんと守られているのかチェックをする、管理体制が徹底されているということが、対策としては大事だと思います。事業者におかれましても、チェックなどはされるのだと思います。そのような体制をもしなされるのであれば、その旨を報告書にも記載する、つまり、ただ単純に講習指導で知識をお願いしただけでなくて、それが守られていることをチェックしている、という文章があるとより説得力があるかと思いました。

【事業者】

ありがとうございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【委員】

このパワーポイントの資料の30枚目の事後調査及びモニタリングというところなんですけども、水質を調べるときに湧水期に実施するという風には書いてあるんですけども、懸濁物質みたいなものは降雨直後あるいは降水量の多い時期に問題になると思うんですが、この湧水期に実施するという意味がよくわかりません。それから自然由来の重金属についても、アスタリスクでただし搬入する発生土について基準値に近い場合にやると書いてあるんですけど、先ほどおっしゃったように毎日毎日土をチェックしてて、それで近いような値がずっと続いてた時にこんな一年に、毎年1回実施というような頻度で本当にいいんでしょうかという疑問です。

【事業者】

水質の湧水期の時期の考え方ですが、こちらに関しては工事の実施に伴い、工事の影響を

見たいという時期で設定しておりますので水が多い時期だと工事排水が薄まってしまおうという観点から、水の少ない時期である渇水期を調査時期としています。当社の工事から発生した水が濁りを起こしていないか、という観点で渇水期を選定しています。

【委員】

薄まるという考え方よりもむしろ、土砂を持ち込んで裸地になってた時にはやはり雨が降ったらそこから出てくる懸濁物質がいっぱいあるという風に私は思うんですけども、それがどういう影響を与えるとかどれぐらいのものなのかというものを見る必要があると思うんですがちょっと考えていただきたいなと思います。それから言葉の間違いですけど浮遊粒子状物質SSとなっておりますけども浮遊粒子状物質って大気質の項目ですよ、SSというのはサスペンディッドソリッドで懸濁物質って普通訳すので、いくつかそういう間違いがあるのでその辺を修正お願いいたします。

それから重金属に関してはいかがでしょうか。

【事業者】

重金属は発生土の発生箇所において、毎日調査を実施します。基準を超えていないものの、基準に近い値の発生土を搬入した場合には、工事中に毎年1回という頻度での調査を実施することを考えているところですが、考え方やこの内容でいいのかというところは再度改めて確認していきたいと思います。

【委員長】

確かに水が多いと薄まるという理由があったとしても、土壌から溶出する媒体が存在する降雨時に溶出する可能性もあると思いますので、もう一度考えていただく方がよろしいかと思います。

他に。

【委員】

今の質問と関連するんですけども、仮置きの排水路等の流末箇所というのはこれは地表水ですよ。重金属として対象となるのは土壌中ですよ。

要するに自然由来の重金属等というのは発生土内の問題ですよ、今調査されるのは地表水ですよ、地表で流出してきたものに対してですよ。

【事業者】

そうです。

【委員】

そうすると、仮にもし発生土の中に重金属が入っていたとしてもそれが出てくる可能性はないですよね、そこに対しては、浸透水ではないので、何測るんですかね。ちょっと疑問に思って、重金属があるかないかチェックすると言いつつ、要するに地表、盛土した後の地表水を集めたもの、舗装前ですかね。

【事業者】

盛土工事中の発生土置き場の流末箇所なので、地表水を調査することを考えています。

【委員】

あくまで地表水ですよね、浸透水ではないですよね、そうすると何を調べているんだというところが疑問で、それと関連してもし発生土の健全土とはいえども、もし重金属等の懸念が少しでもあるのであれば事前に対策されるようなこと、事前というのは変ですけども、先ほども例えば盛土の底部のところに従来通りのシートをいれるとかそういった構造を検討されるのと、あと浸透水をいかにとるかどうかということも、やはりどっかで1回ぐらいはチェックされておかないと今度撤去された後もなんかチェックされるんですかね、健全土といいつつも、撤去してどこかに搬出される際は健全土としてどこかで有効利用できるかということを考えられるんですかね。それとも、搬入後の発生土に関しては今後一切調査されないことを考えているのですか。

【事業者】

発生土の仮置き終了後の、土の搬出の際の検査については、発生土運搬先の基準に基づき検査をしますので、発生土運搬先から必要といわれた場合には検査して搬出します。

【委員】

盛土されて使っている間に次の受け入れ先を探すようなことを考えているということですかね。今のところ予定はないということですね。

【事業者】

現在は決まっておりません。

【委員】

わかりました、いずれにしても重金属を心配されるのであれば浸透水を1回ぐらいはチェックされるようなところをしておいてはどうでしょうか。

【事業者】

基本的な考え方としては健全土しかないという原則です。

【委員】

それはわかります。

【事業者】

ここで水質で重金属を計っているのは、万が一週りに影響を与えるとすれば一番大きいのは水域、下流域ですとかそういったところに流れていないということを確認するという観点です。

【委員】

でも浸透水を集めないという意味がないような気がするので

【事業者】

一番影響がでる項目を測るとするのはその通りだと思います。

【委員】

先ほどの他の委員とか、委員長も言われたように抽出で検査するわけですね、発生土に対しては、重金属があるかないかを、全量でやるわけでももちろんない、そんなことはできないので、代表でやるのはしかたないですけども、やっぱり地質的に見てちょっとなというのは出てくると思うんですよ、それを健全土として誰かが判断しないといけないわけですよ、もし不安があるのであれば、やはり先ほど言ったようにあらかじめ盛土の構造を工夫しておいた方が地元の方とかは非常に安心されるんじゃないかなという気がしますし、ちょっと余計なことをお尋ねするんですが、耕土は映像見たところかなり耕作放棄地のように見えたんですけども、地権者の方がお貸しするために今何も耕作していないから荒れた状態であるということですか。

【事業者】

おっしゃる通りです。

【委員】

地元の方は元に戻ればまた営農や水田に使いたいということですね。

【事業者】

それは地権者の意向ですから、もうやりたくないと言えばやらない可能性はありますが。

【委員】

耕土としては掘削は必ずしてほしいという要望は出ているということですか。

【事業者】

現状復元するのであればそういう対策も必要となってくるのでは

【委員】

盛土の構造等検討いただいてもいいのかなと思います。

【委員長】

はい、ほかにいかがですか。ございますでしょうか。

私の方から、健全土を持ち込むという話もそうですが、全体的に判断の根拠となるエビデンスがちょっと足りない印象ですので、もう少し丁寧に書かれた方がいいのかなと思いました。

今回、きちっとした根拠に基づいて判断しているのであれば、その詳細も書かれた方がいいと思います。

あともう一点なんですけど、資料を見る限り今回の影響評価というのは、今年度の工程だけなのでしょうか。

資料3のスライド9枚目を見ますと今回の影響検討対象時期を実線で示すとなっています。仮置き場を使うのは6年間あるにも関わらず、実線で示すという部分は本年度だけなのですが、今回の影響評価はとりあえずこの1年だけという認識でよろしいでしょうか。

【事業者】

造成工事が環境への負荷が大きいと考えておまして、それ以降につきまして、ガイドウェイ製造保管という事でコンクリートの製品を製造していくことを考えますと、環境への負荷が小さいことから、今回の対象については、造成期に関しての内容を影響検討としております。

【委員長】

近隣住民の方々への説明状況をよく存じ上げていないのですが、住民の方々は、そのことをご存じなのですか。

【事業者】

はい、住民の方々には説明会といったものを何度かしてございまして、昨年9月にですね、こちらの工事の説明会を行ったんですけど、造成の話がメインではあるのですが、その

後の計画を含めて住民の方にご説明をしていますので、全体の計画について住民の方はご存知という状況でございます。

【委員長】

一応、使用期間を通してモニタリングをされるという事ですので、今回の影響評価だけでそのまま放置というわけでは無いと認識しているのですが、ただこの資料によると、実際の使用期間である6年間のうち1年間分しか評価をしていなくて、情報として公開するのは1年間分だけという事になるのですよね。何が言いたいかといいますと、残りの5年間分には何か起こる可能性があるにも関わらず、それを予測していないという事になりますよね。予め影響評価を行っていないと、もし何か問題が発生した際に、住民の方々がそのような事は聞いていないという不信感を抱く可能性があります。これまでの仮置き場に関しては、こういった評価ではなかった気がしますし、少なくとも撤去までを含めて全ての使用期間について評価するのが一般的という認識です。今回は途中でガイドウェイ製作工程が入るという事で、これまでとは異なるイレギュラーな事例なのかもしれないのですが、ただ、既に予定が分かっている部分に関しては事前に評価した方がいいのではないかと感じました。

【事業者】

おっしゃられた、仮置き場の期間中も当然いままでのとおりモニタリング等の対象となっていますし、条件等も含めて検討させてもらえればと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。これでご意見もないようですので、これで質疑を終了したいと思います。